

令和元年度第1回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 令和元年11月25日(月) 14:00～15:00

2 場 所 消防コミュニティ防災センター研修室(消防庁舎4階)

3 出席者(委員)

被保険者代表	高橋 睦美	藤本 幸恵	鴻池 多喜子	三木 由香里
保険医又は保険薬剤師代表	今中 徹	北村 好隆	村上 宏之	
公益代表	山本 健十郎	藤原 雅彦	田窪 秀道	頼木 熙子
被用者保険等保険者代表	井花 繁	山内 智弘		
事務局	藤田部長	河端国保課長	中西主幹	
	鴨田副課長	岡部係長	松本係長	藤岡係長

4 欠席者(委員)

江盛 康之(保険医を代表する委員)

5 傍聴人

0名

6 議題

- (1) 正・副会長の選任について
- (2) 平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算状況について
- (3) 令和2年度国民健康保険料について
- (4) その他

事務局 定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年度 第1回新居浜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は国保課の中西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、江盛委員から、欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。それでは、今年度第1回目の運営協議会ですので、委員の皆様、簡単に自己紹介をお願いいたします。山本委員さんより、お願いいたします。

(委員自己紹介)

事務局 ありがとうございます。
続きまして、事務局も自己紹介をさせていただきます。福祉部長からお願いします。

(事務局自己紹介)

事務局 なお、本日の会議につきましては、新居浜市国民健康保険条例施行規則第6条に規定されておりますように「全委員の2分の1以上、かつ、各代表委員1名以上の出席」の条件を満たしており、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、藤田福祉部長より御挨拶を申し上げます。

(福祉部長挨拶)

事務局 これより議事に入りますが、正・副会長が選出されるまでの間、河端国保課長が司会進行をさせていただきます。

国保課長 会長・副会長が決まるまでの間、議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事に先立ちまして、議事録署名人の決定を行います。今回は「被保険者代表」の藤本委員さんと「公益代表」の藤原委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 両委員さん、よろしくお願いいたします。
続きまして、正・副会長の選任に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

国保課長 正・副会長の選任につきましては、新居浜市国民健康保険条例施行規則第3条第2項に基づき、公益を代表する委員のうちから、全委員によって選ぶことになっております。大変恐縮ですが、事前に公益を代表する委員の皆様にご協議をいただき、会長に山本委員さん、副会長に頼木委員さんの御推薦をいただいております。

国保課長 ただいま、推薦されました会長の選任につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

国保課長 続きまして、副会長の選任につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

国保課長 出席委員全員の賛成によりまして、会長及び副会長が選任されました。山本委員さん、頼木委員さん、会長・副会長席への移動をお願いいたします。それでは山本会長御挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

国保課長 ありがとうございます。これから議事に入りますが、国民健康保険条例施行規則第5条の規定によりまして、会長が議事の進行を行うこととなっておりますので、山本会長に、これからの議事の進行をお願いいたします。

会長 それでは、議題2の「平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算状況について」事務局より説明を求めます。

事務局 平成30年度新居浜市国民健康保険事業特別会計の決算状況について御説明いたします。

まず、(1)概要についてですが、平成30年度から国民健康保険の県単位化が始まり、財政運営の責任主体が県に移行したことにより、歳入における国庫支出金などの交付金、歳出における共同事業拠出金などの納付金、下の表の項目に「県へ」と記入している部分になりますが、県へ移管されたことにより、市町の財政規模は縮小しております。

本市におきましても平成29年度決算額と比べると平成30年度は合計で20億円ほど減少しております。

歳出の表で、「新設」と記入している事業費納付金ですが、県へ納付するもので、県が各市町に交付する保険給付費等交付金の財源となるものです。

この事業費納付金は、毎年11月頃、仮の算定分が県から通知され、本算定は例年1月末頃になる見込みとなっております。

次のページをご覧ください。

次に、主な歳入について説明いたします。

まず国民健康保険料についてですが、保険料収入は被保険者数の減少により年々減少しており、平成30年度は、平成29年度に比べ、約3300万円減少し、現

年度分、滞納繰越分を合わせた総額は、1,922,308千円となりました。

平成30年度に一人当たり約2%の値上げを行ったものの、適切な滞納処分などにより、徴収率は、H29年度と比べて0.85ポイント増の91.62%となりました。下段の表にあるとおり、県内11市においては、現年度分が4位、滞納繰越分は2位、現年度分と滞納繰越分を合わせた徴収率では2位となっています。

次のページをご覧ください。

県支出金についてですが、まず、保険給付費等交付金は、県内の各市町が給付した保険給付費全額を県が交付するもので、本市では9,094,655千円となりました。また、保険者努力支援制度交付金ですが、これは、各保険者の医療費適正化に対する取組、収納率向上への取組などに対し、一定の基準に基づき国から交付されるもので、本市は36,441千円となりました。本市の評価につきましては、一番下の表にあるとおり、県内で2位、全国で132位となっています。

その他の交付金と合わせ、県支出金は、合計で9,312,783千円となりました。

一般会計繰入金1,227,279千円の内訳は、保険料軽減額（7割5割2割）等に応じて交付される基盤安定繰入金が656,381千円、事務費に応じて繰入される職員給与費等繰入金が203,810千円、出産育児一時金等繰入金が18,426千円、高齢者数に応じて交付される財政安定化支援事業繰入金が194,425千円、その他一般会計繰入金は154,177千円となっています。その他一般会計繰入金の内、81,578千円は保険料負担緩和のための繰入金となっています。

今年度につきましても、保険料負担緩和のための一般会計繰入金100,000千円を予算化しております。

次のページをご覧ください。

主な歳出について説明いたします。

まず、保険給付費についてですが、表の黄色の部分平成30年度になりますが、入院、外来の保険給付について、医療機関などに支払う療養給付費等や高額療養費など合わせて9,129,122,069千円となりました。

保険給付費については、被保険者数の減少や診療報酬の改定などにより年々減少しておりますが、下のグラフにもあるとおり、一人当たり医療費は、被保険者の高齢化等により年々増加しています。

次のページをご覧ください。

次に、保健事業費についてですが、特定健康診査等事業費69,940千円、保健衛生普及費14,526千円、諸費（はり・きゅう補助）14,693千円の総額99,159千円となりました。

特定健診等の実績を下段の表に記載しております。黄色の部分、平成30年度の数値は暫定値となりますが、特定健康診査の受診率は、31.2%と、平成29年度と比較して1.8ポイント上昇しました。また、特定保健指導の受診率は、45.1%と29年度より10.4ポイント上昇しました。

次のページをご覧ください。

次に、事業費納付金です。県へ納付する事業費納付金は、2,891,376千円となりました。県から交付される県支出金の内、保険給付費等交付金の財源となるもので、平成30年度の国保の県単位化において創設されたものです。各市町はこの事業費納付金に応じて保険料の料率を設定しています。

次のページをご覧ください。

最後に、国民健康保険財政調整基金について説明をいたします。歳入不足など不測の事態が生じた場合のために積み立てをしております。基金残額は、平成26年度以降減少してはいましたが、平成30年度は取り崩しがなかったため、平成29年度とほぼ同額の309,964,472円となっております。

以上で、平成30年度新居浜市国民健康保険事業特別会計の決算状況の説明を終わります。

会長

今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

(質疑なし)

会長

無いようなので、議題2の「平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算状況について」は承認されました。次に、議題3の「令和2年度国民健康保険料について」、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、令和2年度の国民健康保険料について、ご説明いたします。

国民健康保険料は、県に収める事業費納付金の主な財源となっておりますので、事業費納付金が上がると国民健康保険料が上がる原因となります。

事業費納付金は県全体の保険給付費から県に直接入る前期高齢者交付金などの交付金を除いた後、各市町の被保険者数や所得総額で按分して決定されます。

下の表に示す通り、令和2年度は、県全体の保険給付費が1,313億円、交付金を除いた後の必要額が400億円、新居浜市に按分された後の事業費納付金は、前年度から約2千万円減の29.7億円となりました。仮算定の結果ではございますが、被保険者数の減少見込み(約1,000人減少)の割には、納付金が減少しておらず、保険料に影響してくる可能性がある結果となりました。

事業費納付金を支払うために充当した保険料の額は、平成30年度は16億8千万円を充当し、令和元年度は17億4千万円を充てる予定となっております。

次のページをご覧ください

今後の保険料決定におけるスケジュールについてご説明いたします。

まず、今回、11月末に県から1回目の事業費納付金の仮算定結果が示されました。その仮算定分の事業費納付金をもとに、新居浜市での庁内協議を行い、愛媛県及び20市町が参加する愛媛県国保運営方針連携会議での協議を経て、来年1月に

事業費納付金の本算定が県から提示されます。

この事業費納付金の本算定を受け、保険料率（案）を決定し、その後、2月に本協議会への諮問・答申の後、新居浜市議会への予算上程というスケジュールで行いたいと考えております。

以上で令和2年度の国民健康保険料の説明を終わります。

会長

今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

（質疑なし）

会長

無いようなので、議題3の「平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算状況について」は承認されました。他に質問はありませんか。全体を通じて何かご意見、ご質問はありませんか。

（質疑なし）

会長

では、最後に事務局から、お願いします。

岡部係長

では、事務局より、新居浜市の糖尿病腎症重症化予防の取り組みについてご説明いたします。

国からは、社会保障制度を持続するために医療費の高い疾患に罹患する人の減少を求められております。医療費の高い疾患としては、人工透析・心疾患・脳疾患があり、人工透析は一人年間500万円かかります。

愛媛県は、新規透析患者数は47都道府県中8位、慢性人工透析患者数も16位と多い状況です。人工透析に関連する基礎疾患は、高血圧（収縮期血圧180以上）の人数は全国で6位、脂質異常症（LDL180以上）の人数は16位、糖尿病（HbA1c8.4以上）の人数は13位と多く、これらの生活習慣病の予防が重要と思われます。そのため、新居浜市では特定健診、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施し、生活習慣病予防及び重症化予防に取り組んでいます。

愛媛県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの目的は、医療機関未受診者・受診中断者について適切な受診勧奨を行い治療に結びつけること。そして、治療中の患者に対して、医療機関と連携して保健指導を行うことにより人工透析への移行を防止し、健康寿命の延伸を図ることです。

愛媛県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの内容はおおまかに3つに分かれます。1つ目は「医療機関への受診勧奨」糖尿病受診勧奨値（ヘモグロビンA1c6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl以上）の未治療者・治療中断者について、健診結果説明会や家庭訪問にて医療機関への受診勧奨を行います。2つ目は「かかり

つけ医と連携した保健指導」糖尿病腎症の病期が第2期、第3期の者でかかりつけ医から紹介された者に対して保健指導を行っています。3つ目は「かかりつけ医と専門医の連携」です。かかりつけ医には医師会を通じて、血糖コントロール不良患者を必要に応じて糖尿病専門医への紹介をお願いしています。

最後に、国保課では、市主催で糖尿病重症化予防検討会を開催するとともに、市内糖尿病専門医が開催する勉強会に国保課も出席し連携を深めています。その勉強会中で、糖尿病専門医の先生方より「保健師さん達が、地道に家庭訪問して医療機関につなげてくれた患者さんなので大切にみます」という言葉をいただいています。今後も連携を密にして1人でも透析移行を阻止していきたいと思います。以上です。

事務局

第2回運営協議会は、2月初旬の開催を予定していますので、よろしくお願いたします。

会長

これもちまして、令和元年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の顛末を記録し、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

新居浜市国民健康保険被保険者代表委員 藤本幸恵 印

新居浜市国民健康保険公益代表委員 藤原雅彦 印